

# 1 議 事 日 程（第4日）

（平成18年第1回有田川町議会定例会）

平成18年3月24日

午前9時30分開会

於議場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第20号 政治倫理の確立のための有田川町長の資産等の公開に関する条例の制定について

日程第3 議案第21号 有田川町国民保護協議会条例の制定について

日程第4 議案第22号 有田川町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

日程第5 議案第24号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第26号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第27号 有田川町総合計画審議会条例の制定について

日程第8 議案第28号 有田川町都市計画審議会条例の制定について

日程第9 議案第29号 吉備町都市計画審議会条例の廃止について

日程第10 議案第30号 有田川町介護保険条例の制定について

日程第11 議案第31号 吉備町介護保険条例等の廃止について

日程第12 議案第32号 有田地方障害認定審査会の共同設置について

日程第13 議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第14 議案第34号 有田川町城山山林財産区管理会条例の制定について

日程第15 議案第35号 有田川町八幡山林財産区管理会条例の制定について

日程第16 議案第36号 有田川町安諦山林財産区管理会条例の制定について

日程第17 議案第55号 平成18年度有田川町一般会計予算

日程第18 議案第56号 平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計予算

日程第19 議案第57号 平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算

日程第20 議案第58号 平成18年度有田川町老人保健事業特別会計予算

日程第21 議案第59号 平成18年度有田川町介護保険事業特別会計予算

日程第22 議案第60号 平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計予算

日程第23 議案第61号 平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算

日程第24 議案第62号 平成18年度有田川町簡易排水事業特別会計予算

日程第25 議案第63号 平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計予算

日程第26 議案第64号 平成18年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算

- 日程第 27 議案第 65 号 平成 18 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別  
会計予算
- 日程第 28 議案第 66 号 平成 18 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 67 号 平成 18 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第 30 議案第 68 号 平成 18 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第 31 議案第 69 号 平成 18 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計  
予算
- 日程第 32 議案第 70 号 平成 18 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
予算
- 日程第 33 議案第 71 号 平成 18 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計  
予算
- 日程第 34 議案第 72 号 平成 18 年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 73 号 有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意につ  
いて
- 日程第 36 議案第 74 号 有田川町粟生財産区管理会管理委員の選任の同意につ  
いて
- 日程第 37 議案第 75 号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意  
について
- 日程第 38 議案第 76 号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意  
について
- 日程第 39 議案第 77 号 有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意  
について
- 日程第 40 議案第 78 号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 41 議案第 79 号 有田郡少年センター事務組合の解散について
- 日程第 42 議案第 80 号 有田郡少年センター事務組合の解散に伴う財産処分に  
関する協議について
- 日程第 43 議案第 81 号 和歌山地方税回収機構規約の変更について
- 日程第 44 議案第 82 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 45 議案第 83 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 46 選挙第 7 号 選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 47 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件
- 日程第 48 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件
- 日程第 49 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件

2 出席議員は次のとおりである（25名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	7番	田中良知
8番	岡省吾	9番	前 <sup>ル</sup> 利夫
10番	湊正剛	11番	佐々木裕哲
12番	森本明	13番	横畑龍彦
14番	殿井堯	15番	浦博善
16番	林道種	17番	坂上東洋士
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中 <sup>マ</sup> 正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
24番	大岡憲治	25番	橋爪弘典
26番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

6番 細東正明

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 増谷憲 25番 橋爪弘典

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（18名）

町長	中山正隆	総務課長	須佐見政人
清水行政局長	安井督	消防長	片畑昌宙
企画課長	山崎正行	福祉課長	東敏雄
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
出納室長	浜田文男	情報管理課長	水口克將
建設課長	岩本良憲	産業課長	東信行
水道課長	嶋崎篤生	下水道課長	中井勇
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	高垣忠由	社会教育課長	平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 亀井三枝子

## 8 議事録

開会 13時44分

○議長（亀井次男）

ただいまの出席議員は25人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

6番、細東正明君より欠席の通告がありましたので、報告いたします。

…………… 日程第1 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、諸般の報告を行います。

町長から追加提案のありました議案について報告します。

別紙のとおり5件です。

また、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

次に監査委員より、有田川町水道事業棚卸検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承ください。

本日の説明員は、町長ほか17名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

…………… 日程第2 議案第20号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、議案第20号、政治倫理の確立のための有田川町長の資産等の公開に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑をなしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は承認することに決定しました。

…………… 日程第3 議案第21号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、議案第21号、有田川町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

町長にお伺いするんですけども、今なぜ、この有田川町でこういう条例の制定をするのか、その趣旨をお願いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

これは有田川町だけではなくて、全国の市町村がしなければならないことになっているためであります。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

町長さん、今の答弁なんですけども、答弁になってないと思うんですけどね。全国でしなければならないことになっているためって、そういう趣旨の質疑と違ったと思うんですよ。本来の意味から言って質疑したと思うんですけども。

これは、その国民保護法に基づいて、保護条例に基づいた計画を作るための条例だということになっていますから、本来の国民保護法の中身はどうかってということをお伺いしてると思うんですよ。で、そういう点から見ましたら、国民がどんな事態で武力攻撃を受けるのかとか、そういう想定になってると思うんですよ。武力攻撃を受けるのがもう当たり前みたいな前提に基づいて計画するということが一定にあると思う。その点、本当にそういうことがあるんかどうか。

それからもう1つは、住民の避難とか保護というのが本当に優先されるんかどうかという点。

それともう1つは、3点目として、基本的人権の問題が制約されるんじゃないかということが心配されてるんですよ。この3つ。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の質疑にお答えをしたいと思います。

武力攻撃を受ける恐れがあるのかというご質疑でありますけれども、これは、いろ

んな世界の情勢の中で、必ずしも武力攻撃が行われたいという確約はできないと思います。そのために、この国民保護計画というのが市町村もこれを平成18年度中に作成をしたいと思ってます。

それで、基本的人権が守られるんかということでもありますけれども、やっぱりいろんな事態を想定してですね、この武力攻撃事態と緊急対処事態ということで、この市町村の国民保護計画というのが2つの事態を想定して設置するわけでもありますけれども、武力攻撃においてはですね、政府がこれは武力攻撃であると認定すれば、都道府県にまず通知がきまして、それから都道府県を經由して、全ての市町村に通知をされるようになってます。また、緊急対処事態においては、国の対策本部が攻撃の被害またはその影響が及ぶ範囲を勘案して、警報の通知、伝達の対象となる地域が決定をされると思います。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

1個だけ今答弁なかったんですけども、それはもういいとして、戦争がないと言い切れない、おっしゃいましたね。そのとおりなんですよ。それはなぜかと言いますと、例えばイラク戦争を見たらわかるんですけども、日本も一緒に行きましたよね。アメリカがそういう地域で起こした紛争に日本が加わっていった場合に、武力攻撃を受ける恐れがあると。それが一番大きな問題なんです。だから、この国民保護条例、保護法も要するに最大の問題点というのは、アメリカが海外で起こす戦争に自衛隊を巻き込んで、国民も巻き込んでいくという内容になっているから問題だと僕も指摘したんです。

もう1つはこの計画に関する会議での論議なんですけども、近畿ブロックで国民保護計画に関する会議が持たれて、そこでこういうことが出てるんです。仮に武力攻撃が発生した場合に、侵略配置のために米軍や自衛隊の軍事行動が優先されるのか、それとも国民の非難や救援が優先されるのかと聞かれたんです。そしたら政府はですね、どう答えたと思いますか。住民保護を優先するというように答えられなかったんです。だから、いくら保護法だと言っても、我々の安全を確保できないという証なんです。

もう1つは、日米両政府が、日本がどこかの国から単独で攻撃される危険があるんかと聞かれて、昔の米朝の対決自体はあったけれども、今はあり得ないと、単独で受ける場合が。こういうことを言ってるわけです。

もう1つは、国民保護計画が自由と権利を侵害する計画であるから、憲法に保障された基本的人権は侵害される恐れが十分ある、ということなんです。ですから、結局この中身というのは、よく見ていきますと、我々にとっては、なんせ安全なものではない、ということになるとは思います。いかがですか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

何もイラクへ政府が派遣したさけ、それだけで日本が武力攻撃を受けるということには限ってないと思います。いろんな攻撃を想定して、これを対処するということがありますんで。できることなら中身を整理させてですね、本当に住民の安全を守れるかということも今後は検討して、保護計画というのを作成をしていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

この協議会の条例ですけれども、私はこの条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

この協議会の条例で作る計画、国民保護計画は、結局は災害救助における住民避難計画のようなものではなく、有田川町に課せられるのは、米軍と自衛隊の軍事行動を優先し、町民をアメリカの戦争に動員する計画が中心となると思われます。日本国憲法からも逸脱することは許されないと思います。服務規程からも反するし、非核平和自治体宣言、これは旧3町ともに上がっておりましたが、これからも逸脱する内容となります。

以上の立場から反対の討論とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ほかに討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第4 議案第22号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、議案第22号、有田川町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第5 議案第24号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第24号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。



…………… 日程第 6 議案第 26 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 6、議案第 26 号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 7 議案第 27 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 7、議案第 27 号、有田川町総合計画審議会条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 8 議案第 28 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 8、議案第 28 号、有田川町都市計画審議会条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 9 議案第 29 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、議案第 29 号、吉備町都市計画審議会条例の廃止についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第10 議案第30号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第10、議案第30号、有田川町介護保険条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

有田川町介護保険条例について、質疑をさせていただきます。

今回の改正によりまして、保険料が改正されました。県下の市町村の中では、有田川町は引き上げ幅が低いほうだとお聞きしておりますけれども。基準額が3,100円ですかね。でも、この基準額の値上げ幅が少なくてもですね、要するに、その減税の廃止とか課税世帯が増えてきて、保険料第1段階の方でも課税世帯に変わることによって、第5、第6段階に移行される方が出てくるというのが多いと思うんですけども、その点、見通しはどんなになっていますでしょうか。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

質疑にお答えします。

確かに税金の関係で変わってくる方もおられると思いますけども、2年間の経過措置も設けておりますので、それで対処したいと思います。以上です。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

再度お伺いします。

それだけね、経過措置を2年間設けなければならないほど値上げ幅が大きいから、こういう形で妥協案が出てきていると思うんですよね。でも、結局その後はですね、予定の決められた額を高齢者で定職者の方でも払っていかなければならなくなるということもね、やっぱり問題だと思うんです。

そういう点で、こういうその値上げ幅が少なかったとしても、今回の改正案は、私は認めるわけにいかないというふうに、確かに申し上げておきたいと思います。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

質疑にお答えいたします。

3, 100円という数字は、県下的に見て、決して高い方ではないと思ってございます。3, 100円に設定した場合であっても、基金を2, 372万円と納めなければなりません。仮に、2, 900円に設定した場合は、基金が今8, 200万円ございますけども、その内の7, 300万円を取り崩さなければならないと。結局、基金を取り崩せば崩すほど問題の先送りになると思いますので、3, 100円が妥当だと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第11 議案第31号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第11、議案第31号、吉備町介護保険条例等の廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 1 2 議案第 3 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 2、議案第 3 2 号、有田地方障害認定審査会の共同設置についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 1 3 議案第 3 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 3 3 号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 1 4 議案第 3 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 3 4 号、有田川町城山山林財産区管理会条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 1 5 議案第 3 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 5、議案第 3 5 号、有田川町八幡山林財産区管理会条例の制定についてを議題とします。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 1 6 議案第 3 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 6、議案第 3 6 号、有田川町安諦山林財産区管理会条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 1 7 議案第 5 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 7、議案第 5 5 号、平成 1 8 年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

1 番、尾上君。

○1 番（尾上武男）

この中で、0 1－0 0 0 8 ページの清水行政局の庁舎の建設の事業費の中で、消耗品費で 9 0 0 万円上がってるんですけども、これ、この前の予算委員会で防災無線の

移転に費用が要るんだということを聞いたんですけども、移転にこんな900万円もいるのか、そのところ説明願います。

○議長（亀井次男）

清水行政局長、安井君。

○清水行政局長（安井 督）

専門業者にお聞きをしますと、防災無線、同じ施設内での移設については、そんなに費用がかからないんですけども、建物を変えて移設をする場合に、相当の金額を要する。そしてまた、日数も1日では済まないというふうにお聞きをいたしております。防災無線は、長時間空白になると大変ですので、その辺できるだけ短い日数で移設するように業者と交渉中であります。

また、防災行政無線のアンテナなんですけども、清水行政局は現在3階建ての庁舎の屋上に設置をしておるわけなんですけども、今回建築をします庁舎の場合は2階建てでございまして、その上に一定の高さを必要とするアンテナを立てることは、不可能であるというふうに聞いております。それで、そのアンテナを庁舎のすぐ近くに設置をする。

そういったもろもろの費用の見積もりをしますと、この程度の金額になってくるという現在の見積もりです。しかしまあ、先般、委員会の方でもご指摘をいただきましたように、見積額をもってそのまま業者に発注することなく、もう一度、交渉に交渉を重ねて、予算いっぱいのはずですというような安易な発注をするつもりは毛頭ございませんが、そういった費用に要するという現在の見積額でございまして。

○議長（亀井次男）

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

ほかのことになるんですけども、01-0027ページの、一般処理費の中で、ゴミ収集運搬業務委託8、100万円で、この前に予算委員会でもさせていただいたんですけども、これの業者が何業者あって、どのように契約するのか、そういう面もお聞きしたいと思います。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

ご質疑にお答えいたします。

ごみの収集運搬ですけども、今、燃えるごみについては、吉備地区では岡本さんに委託をしております。この前の一般質問の中でも町長が答弁したとおりで、また今後については、プラスチックについては、見直しも含めて検討していかな……。

（「業者の名前は知らないの、何社で……」と尾上議員、呼ぶ）

○福祉課長（東 敏雄）



1社と、金屋地区については2人です。それは、燃えるごみです。プラスチックについても、これは2人です。

(「ちょっと待って。可燃物で、吉備1社、金屋が2社」と尾上武男議員、呼ぶ)

○福祉課長(東 敏雄)

不燃物は……。

(「可燃物ですよ。今、可燃物」と尾上議員、呼ぶ)

○福祉課長(東 敏雄)

可燃物は、吉備地区は1社です。1人です。それから、金屋については2人です。清水については2人です。

以上でよろしいでしょうか。

(「ほかのプラスチックとか資源ごみ」と尾上議員、呼ぶ)

○福祉課長(東 敏雄)

プラスチックについては、吉備地区については1業者。

それから、金屋地区については2人。

それから、清水地区については2人です。

(「資源は。資源ごみ」と尾上議員、呼ぶ)

○福祉課長(東 敏雄)

資源ごみについては1社です。有田再生資源協同組合に1社という形でやっています。

○議長(亀井次男)

1番、尾上君。

○1番(尾上武男)

ちょっと細かいこと聞くようですけども、これはほとんど人件費だと思うんですけども、1社当たりの人件費はどのくらいの金額か。

○議長(亀井次男)

福祉課長、東君。

○福祉課長(東 敏雄)

吉備地区については、月額116万5,000円で算出しております。

これから言わせていただくのは、予算で上げた算出をもととしております。

それから、燃えないごみ、プラスチックについては、月額90万……。

(「いくら、いくらですか」と尾上武男議員、呼ぶ)

○福祉課長(東 敏雄)

月額90万3,000円です。プラスチックです。

それから、金屋地区については、2人で84万6,000円です。これも月額です。

それから、プラスチックについては、2人で43万円です。

(「ちょっと待って。80万円というのは、この可燃物の方か。90万円、90万円というのはどこよ。」と尾上議員、呼ぶ。)

○福祉課長（東 敏雄）

もう一度、それでは……。

（可燃物で、清水地区はいくら」と尾上議員、呼ぶ）

○福祉課長（東 敏雄）

47万です。月額です。2人です。

（「2人で、この金額」と尾上議員、呼ぶ）

○福祉課長（東 敏雄）

それから、清水地区は燃えないごみ、プラスチック、これも2人です。収集運搬で月額45万5,000円です。

（「プラスチック、吉備はいくらって」と尾上議員、呼ぶ）

○議長（亀井次男）

吉備が、可燃が116万円で、プラスチックが90万3,000円て言うた。金屋が、可燃が84万6,000円で、プラスチックが43万円。

ほかに質疑ございませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

歳出の14ページに、福祉タクシー券の初乗り運賃補助がありますけども、今回、合併によりまして、旧金屋町で言いますと、後期高齢者も認めてありましたけども、今回廃止だということですけども、やはり住民の方からとりますと、要望は大変強いので、ぜひ、町長さんに再考していただきたいというのが1つです。

それから、23ページの医療施設等整備資金預託金1,000万円。これは清水地区で医師が開業してくれれば出す分だとお聞きしておりますけども、今後、予算化しないというお話も聞いておるんですけども、これはもうお医者さんとの関係で充足しているのとらえていいのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

それから、不法投棄対策の問題で、国道県道町道に限ってはやっていただくんですけども、その中で林道も含めて監視パトロールしていく態勢をぜひ整えていただきたいと思いますが、その点お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

それから、有害対策の問題で、おりの設置補助ということもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、27ページの指定袋の委託料ですけども、これは商工会委託というふう聞いておりますけども、どういう形でしていかれるのか、この点ご答弁いただきたいと思います。

それから、町道の認定基準についてであります……。

○議長（亀井次男）

もうちょっとゆっくり言うてくれますか。

○2番（増谷 憲）

すいません。今までのわかりましたか。

福祉タクシー券の後期高齢者の廃止分を復活してほしいのが1点。

それから、23ページの医療施設等整備資金預託金1,000万円。これは、清水地区で医師が開業してくれれば出す分と聞いているんですけども、これはもう予算化しないという話を聞いているので、それはどういう理由か。お医者さんややっぱり必要じゃないのかなというように思うのですが、そういう観点でとらえるのではないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

そして、不法投棄対策ということで、林道も含めて、態勢が取れるように検討していただきたいと思いますが。

それから、27ページの指定袋取り扱い料とありますけども、商工会へ委託されると聞いているのですが、どんな形で具体的にになっていくのか、その点ご説明していただきたいと思います。

それから、有害対策の一環として取り組んでおられるんですけども、今回ぜひ、おりの設置補助、例えば猪なんかの、そういうのを検討できないのかどうかという点です。

それから、町道認定基準は、町有地であったので統一されると思いますけども、こういう形で旧町の認定基準が統一されたのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、最後に補助金の問題なんですけども、町長さんが所信表明の中で、補助金についてはゼロ査定を考えて、6月でまた補正するというお話でありましたけども。例えばですね、公民館費の報償費のつけ方なんかで、例で見ますとですね、要求額に対して査定額の比較をしました。これで見ますと、旧吉備町で86%のつけ方、旧金屋町が48%しかない。で、旧清水町で言うたら74%ある。ちょっといかにもおかしいんじゃないかということなんですけども、こういう部分に限ってでも、やっぱり公平にさせていただくっていうのがいいと思うので、その点今後の補助金査定の問題について、ちゃんと見ていっていただくように求めたいんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

増谷議員のご質疑にお答えいたします。

まず、福祉バスというか、コミュニティーバスが運行されるに伴って、後期高齢者を対象としたタクシーのことだと思うんですけども、75歳以上の後期高齢者を対象とした福祉タクシーについては、旧金屋町だけが実施をしておりました。で、合併に伴って、コミュニティーバスが運行されることから、公共交通機関が、いわゆる有田鉄道、今までで言えば有田鉄道とかバスが通っていない地区については、コミュニティーバスを運行する予定とされております。そのほかの地区については、公共交通機関

を活用していただきたいと、そう思います。

それから、医療の清水地区の1,000万円ですけども、それについては、無医村というのですか、そのような地区をなくそうということで、清水地区においてお医者さんを開業した場合に1,000万円を上限として貸し付けてきたという経緯がございます。ある程度の目的は達してございますので、平成18年度中には受け付けない。平成19年度からは、廃止という形をとらしていただきます。今、貸し付けておる金額についても、平成18年度中には完済していただける予定をしております。

それから、指定袋ですけども、これは商工会に販売手数料として委託するものでございます。吉備、金屋、清水の商工会に委託するものでございまして、燃えるごみについては、大で5円50銭、中で5円。これは販売店の手数料も含まれます。それから、燃えるごみ小で4円50銭、その他の袋で大で5円、小で4円50銭。いずれも1枚当たりでございます。以上でございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんのご質疑にお答えをしたいと思います。

町道の認定基準をどのように統一したのかということでありまして、認定の条件として、4メートル以上の幅員を要すること。それと、道路敷の所有権を町に移転させることのできる場所。それから原則として、自動車が走行可能な道路であること。自転車、歩行者の専用道路。今のは認定の条件であります。

それともう1つ、認定の基準というのを設けまして、路線の始まりと終わりが主要道路に連絡している道路。それから、主要道路と公共的施設を連絡するもの。もう1つ、主要道路と集落及び住宅、団地等を連絡するもの。ただし、位置指定道路は除くということになってます。それと、産業振興上必要性があり、経済効果が大きいと認められるもの。史跡、公園等観光整備のために必要であると認められたもの。

以上、これが条件と町道についての認定の基準ということになってます。

それともう1つ、有害対策。

実は、もう今猪の害、猿の害、これがもう非常に有田川町全般にわたってですね、もちろん鹿もありますけども、甚大な被害を及ぼしているということで、今度国の方で電気柵の設置の法案もできているようでありまして、このおりにつきましては、以前、17年度中に吉備町でも新しく3機設置をしました。また、個人の方も自分でこしらえて山の方に設置をしています、おりについては。ところが、猪もなかなか賢くて、なかなか入らないという現状の中で今います。全然入らないかといえば、そういうことありませんので、またご希望の地域がありましたら、そんなに高くない、だいたい1機5万円ぐらいでできます。また、ご希望のところがあればですね、その要望にこたえていきたいと思っております。

補助金につきましては、ゼロ査定ということでありましたけど、一応、各課にそれぞれいくぶんか使えるようにしてます。ただ、これも去年と比べれば、非常に今のところ少ない額になってますんで、要望もたくさん来てます。それで、今度6月補正に向けて、だいぶきっちり、もう一度見直してですね、ただ、補助金につきましては、非常に厳しい財政というものを知ってもらうためにも、また改めて各種団体に年度の事業計画あるいはその予算づけ、きちっともう一遍やってもらう必要があるのかなということで考えてます。補助金については、今のままで終わるという考えは毛頭ありません。ただ、そういう説明も含めた中で、適当な額を出していきたいなと思ってます。

○議長（亀井次男）

不法投棄の答弁。国道、県道、林道も含むんでというやつ。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

答弁もれ、すいませんでした。

この前の質疑で、不法投棄の監視員ということで、もちろん不法投棄というのは、割にこの主要道路とかそういうのは少なく、おそらく町道であったり、林道であったり、そういうところがほとんどだと思いますんで、その辺もきっちり監視できるように、一遍、態勢をつくる検討をしていきたいと思ってます。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

もう一遍だけ確認させてください。

補助金については、お金じゃないと、それはいいんですけども、ただつけ方に不都合性があったらあかんということだけ、きちっとしていただきたいと思います。

町道の認定基準のあり方なんですけども、私どもの旧金屋町でいいますと、2メートルから認定基準にできるんですね。旧清水町なんかもそれぐらい違うかと思うんですけども。じゃあ今回の改正によってね、2メートルから4メートルになったら、その辺ちょっとどうなるのかなという、条件によったらね、2メートルの基準も必要なところも出てくるん違うかなと思うんで、その点だけはっきりご答弁いただきたい。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

現在、2メートルで金屋、清水で認定してる町道について、4メートルになるから町道からはずすというようなことにはなりません。ただ、今後のですね、ある程度道の持つ意味といいますか、その条件として、一応4メートルと設定をさせていただいてます。そのほかですね、やっぱり2メートル、2メートルって言うたら僕おそらく

狭いと思いますけれども、3メートルでも、これは何でも今すぐ町道に認定しなければならぬという道路があればですね、またそのときは、必ずしも4メートルなかったら町道にならないということはないんですけれど、一応の道路基準として4メートルと定めさせていただいてます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

質疑というよりも、要望なんですけども。

私、いつも見させていただいてるこの一般会計の予算書なんですけども、これは当然、複式簿記であるんで、ちょっと普通の単式簿記と違って、私自身が見にくいんですけども、その中で特にこの各項目の給料面のところなんですけども、一般職で何がしとあげてくれてあるんですけども、できればその後ろへ、質問事項でだいたい聞いておるんですけども、給料面については、何人分というように今後入れていただくように。というのは、やっぱり何人の方が仕事に携わってくれているのかなということも非常に重要でございますんで、できるだけこうしていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

はい、次回から何人分と人数を明記をさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

7番、田中君。

○7番（田中良知）

01-0035の報償費、有害鳥獣保護区報償費でありますけども、この報償費は、どういった方を対象に支払われるのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

産業課長、東君。

○産業課長（東 信行）

ただいまの質疑にお答えをさせていただきます。

この有害鳥獣の報償につきましては、猿、猪、鹿、野うさぎ、アライグマを対象としていまして、その捕り方については、猪については鉄砲、また猿については鉄砲またはおり、そういうのを対象として、119万8,000円を計上させていただいております。銃器を使いますんで、もちろん許可は取ってる方ですけども、個人じゃなしに猟友会の方を通じて支払いをさせております。

○議長（亀井次男）

7番、田中君。

○7番（田中良知）

これは、県からもある程度、補助金という格好で出てると思うんやけども、県の場合やったら、銃器だけじゃなくして、箱おりも対象になってると思うんやけどね。猪の場合にも、アライグマやったら箱おり、猿やったら銃器と箱おりじゃないと、という判断をどこでされてるんか。これ、県から来るときは、箱おりも対象に補助金みたいなおりにくるんやろ。それを町になったら、ころっと変わってるというのは、おかしいんと違うかなと。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時35分

再開 14時46分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開します。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

田中議員さんの質疑にお答えをしたいと思います。

有害補助の119万8,000円。そのうち、去年17年度においては、約50万円足らず県の補助金が入ってます。それで、私も今度の選挙で、ちょうどたまたま狩猟の時期でもあったんですけども、山間部へおうかがいをして、異常な農作物の被害といいますか、そういうのも出ていますし、個人の方についても、とにかくトタンをずっと張り巡らされて、大変苦勞をされております。平成18年度、ご要望どおり猪のおりについても、補助金対象とさせていただいて、財政的な面も考えて平成19年度についてはですね、ものすごく多いようであれば、また上限も決めさせてもらわなくてはならないと思いますけれども、とにかく平成18年度については、おりも、猪については補助金の対象とさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

7番、田中君。

○7番（田中良知）

ころっと変わりました、この予算書に載ってなかったんですけども、金屋、清水地区の休廃校の校舎の維持管理等、今後の活用の仕方というんかな、そういったことについて、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

廃校の今後の維持管理というか、今後の活用をしてほしいといいますか、廃校になった学校でもですね、非常にまだ新しくて、しかも道の便利のいいところである学校もあります。非常にこう、何とか利用できないものかと考えます。それで、夏休みの都会からの生徒の呼び込みであったり、あるいはまた、夏休みの臨間学校であったり、そういう方面でですね、また企業の研修にも使える場所もあります。そういう方面で町外に発信できるように、早急にインターネットなりそういうITを通じてですね、1人でも多くの方が、それを活用して活性化できるような方向で進めていきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

7番、田中君。

○7番（田中良知）

今の町長のお考えでいいと思うんですけど、やっぱり、この廃校になった学校も大変新しい校舎だと思うんですけども、やっぱりこれを生かすことによって、地域の活性化にも十分利用できると思いますので、その点、今後も考えて行動していただきたいと思います。終わります。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

休憩したら思い出しましたんで。

増谷さんの町道の件なんですけども、目安道路ってありますね。目安道路。町道やのに4メートルないというやつ。これに対して、建物建てる時に中心から2メートル、セットバックせないかと条例で決まっていますね。これはその施主が移動できるものならば、現状維持のままでかまわないと。せっかく決まってるのにセットバックしましょうと、セットバックしてくれたとするでしょ。そしたら、その後の処理は、町としては町道になりますね。その工事をすぐやってもらえるのか。いや、それはお前とこでやれというのか。ここらの見解をよく聞いておかないと。セットバックさせたわ、今度はお前とこで時分やれよっていう、こんな不合理な話はないですね。

その点どうですか。いかがなもんですか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんおっしゃるとおり、もう永久的なものであったらだめだと。ただ、移動的なものだったら、現状でかまわないんですけど、とにかく、町道については2メートル、永久的な構造物については、2メートルセットバックして建ててくださいということで決めております。ただ、セットバックしてあげたから、そこだけ工事してく



れるんかというです、なかなか、そこだけ10メートルだけ2メートル広がったからって、あんまり全部の町道について効果がないんで。また、そら区でやってくれるんだったら、材料支給ぐらい考えさせていただきますけれども、そういうところについては全部、町で今のところできないと思います。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

1件聞いておきたいと思うんですけども。

先ほど、同僚議員からも質問されておりましたけども、新設の改良、町道の工事等も含まれて予算にはありますけれども、その中でも特に、町道の認定の件なんですけども、3町合併によりまして、それぞれ旧町の認定基準につきましては、それぞれの基準を策定して、認定してきておるとおもいますが、もう既にその統一した見解で有田川町になって、その認定の基準等はもう調整されておられるのかどうか、その点お聞かせをいただきたいと思います。

今まで過去、旧金屋町あるいは旧清水町それぞれ皆違うと思いますけども、私どもの旧金屋町では、町道の認定基準の、1つの基準算定につきましては、町道の幅員が2メートル以上で、それから、家が2戸以上とか、あるいはそれで町道、県道に連結する道路、そういった基準がございましたけれども。そのへん、先ほども、町道は今後新設の場合は4メートル以上なければいかんというような、町長の答弁もございましたけれども、そこら辺もきちっとした新設の場合、あるいは旧道の場合の認定についての基準がもう調整されておられるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（亀井次男）

建設課長、岩本君。

○建設課長（岩本良憲）

議員さんの質疑にお答えいたします。

町道の新設につきましては、いろんな公益的見地から、4メートル以上なければ認定できないだろうというような見解をもってございます。でも、ただ、どうしても、そこが急傾斜地であったりとか、あるいはいろんな条件があろうかと思いますが、そういうところについては、ひとつは特例というような形で、そういう公益的見地からの道路管理者が認めるものについては、ある程度特例を認めていかなければいけないかなという判断はしてございます。

それから、現有の町道認定につきましては、それも条件としては、前回、増谷さんの町長が答えたとおり、4メートル以上の幅員は認定条件としてはございますが、それも公益的見地からの道路管理者が認めるものにつきましては、特例を認めていかなければいけないかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

課長からご答弁いただいて、公益的なのということの、ちょっとあいまいなところも、ニュアンスがちょっと理解しにくいところはあるんですけども、新町になりまして、当然そういった規則等々は、必要であろうかと思えますけれども、旧町以前で、いわゆる2戸以上あって、50メートル以上あって、2メートル以上あれば、今までうちの場合は認定されてきたと。そういうところは、急を要する場合は、年に随時認定を旧町ではやってきておったわけなんですけれども。しかし、完全に2メートルあって、しかも100メートル、200メートルというようなところも農道で町道の認定基準に達しておるところがまだ残ってるところもあると思うんですけども。それが急に2メートルが4メートルになって、まだ残ってるところを2メートルでその旧町でも認定してないところもあると思うんですけども。そういうところ、とたんに倍になって、認定できないというようなことになっては、今後の、舗装するなり、あるいは路肩の改修等々については、支障の来たすところがあるかと思えますので、その点を公益的のところについてはという、ちょっとわかりにくかったので。やっぱりそこら辺、何でもそういうことで、公益的な判断を町で行うということであろうかと思えますけれども、ひとつそこら辺特に、まだ農道で今後町道に認定するようところが、旧吉備町にもあるかと思えますけれども、特に旧金屋町あるいは旧清水町にはたくさんあるかと思えますので。そこら辺も、今後そういった認定もやっぱりやっていただかなくはないようなところもあるかと思えますので。そこら辺、統一の見解はそう極端に2メートルから倍になるような、しなかったらできないというようなことのないように、お取り計らいしていただけるように、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、三位一体の改革等により、様々な負担金が大幅に削減され、その一方で、税源移譲や交付税算入とか言われていますが、それに見合う額は入っておりません。ま

た、地方交付税が合併前の旧 3 町分を保障すると説明をしてきましたが、そのような確保されていません。

さて、具体的に賛成できない点を列記します。

給与関係の関連で引き下げになっていること。

県滞納整理組合への負担金 3 0 0 万円等金融機関まで調査の対象にしていること。

福祉タクシー券の利用者の中で後期高齢者が対象からはずされたこと。

6 7 歳から 6 9 歳までの老人福祉医療費の対象者も制度改正により 5 8 名しか見込んでおらず、大幅な減になっています。

保育料の値上げで、1, 0 0 0 円から 7, 0 0 0 円の間で引き上がります。特に旧金屋町から見ると、値上げされる階層が多くなっています。

財政が厳しいといえども、補助金の査定は公平に行われているかどうか、意欲をなくすような査定は見直していただきたい。

全体的に見て、大事な予算を組んでいただいておりますが、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 1 8 議案第 5 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 8、議案第 5 6 号、平成 1 8 年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 19 議案第 57 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 19、議案第 57 号、平成 18 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

○議長（亀井次男）

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

議案第 57 号について、質疑をさせていただきます。

合併によりまして、今回の国保特別会計事業が、なんと 34 億を超える大変な事業になっておりますけれども、いくら事業費が大きかっても、この制度は、やはり町民の健康維持のためにどれだけがんばるかということにも関わってきます。昨今の国の諸情勢を見てみますと、本当にその住民負担が増えて、医療改革が行われてきて、本当にお医者さんへ行けなくなってくるような、そういうご時世になってきている中で、税の引き上げも行ってきますから、医者への抑制、お医者さんへ行かなくなる。そして、重症化を招き、結局は医療費の増大につながるケースがこれから多々考えられます。

そういう点で 1 つは、この事業の中で保健事業費ってあります。毎年、指摘もさせていただくんですけども、保健事業費でいつも行われているのは、脳ドックが中心になっておりますけれども、しかしまあ事業費大きいけれども、被保険者の健康状態、やはり全体的に把握する立場から、福祉とタイアップして、ぜひとも、健康対策の事業を取り入れていただいて。まあ、今やっていただいている部分もありますけれども、医療費をですね、やはり長野県の事例のあるように、もしくは和歌山県内で言いますと南部川村が大変成果を上げておりましたけれども、若干やりにくい部分もありますけれども、向こうと比べると、やはりそういう健康なまちづくりということを全面に打ち出すような事業計画、健康対策ですね。昔はその国保 3% 運動といいまして、1% が健康対策に充てなさいということもありますけれども、その点ぜひ充実させていただ

きたいなど。

もう1つは、資格証明書を発行するようになりますけども、これは大変なことになりますので、私はこのようにできるだけその方の状況を考えていただいて、機械的に出さないように、求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員おっしゃるとおりですね、私も、国保会計34億ございまして気になります。恐らく、今度は少子高齢化を迎えて、どんどんと上がっていくと予想されます。だから、いかにして、その健康な老人をつくるかということで、旧金屋町が1年先輩になったシルバー人材センター、これも60歳以上の方々にお入りをいただいて、現在約250名ぐらい会員がありまして、今度清水地区がこれに加入をしてくれまして、社団法人に格上げをして行うことになってます。とにかく、生きがいのあるお年寄りが本当に生きがいのある事業をですね、これからもいろいろ探して、実施をしていきたいなと思ってます。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

お答えをいたします。

脳ドックだけではなくて、1日ドックというのもございます。内科検診、また基本健診、その中には血液検査等々を含んでおります。

したがって、脳ドックだけということではございません。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 20 議案第 58 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 20、議案第 58 号、平成 18 年度有田川町老人保健事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 21 議案第 59 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 21、議案第 59 号、平成 18 年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

質疑を省かせていただきまして、討論をさせていただきます。

今回の介護保険の制度でありますけれども、介護保険制度は、もともと必要な方々でも安心して介護を受けられるということで始まりましてけれども、この間の利用者

が増えてくる中で、逆に国が制度の抑制を進めるために、様々な点で改正をしてまいりました。

そのあられが給付費の増大によって第1号被保険者の保険料に跳ね返ってきます。

今回の改正によりまして、基準額が3,100円、旧吉備町、旧金屋町から見て500円近い引き上げ、旧清水町でいいますと300円前後の引き上げでありますけれども、問題はこの減税や控除の廃止、縮小によりまして、非課税世帯から課税世帯に変わり、保険料の第1、第2段階の階層から、これと言いますと、第1、第2段階では1,550円ですけれども、これが一気に第5階層3,875円や第6階層4,650円に引き上げの可能性があります。この間の負担増によりまして、若干の経過措置も設けたのも、そういう一気に跳ね上がるからであります。

また、年間80万円以下の方は生活保護基準以下となりまして、生活保護受給者との公平性からも、保険料を免除すべきであります。初期1万5,000円の年金からも天引きされます。施設へ入所される方は、入居費と食事の自己負担が増え、入っていない状況となってまいりました。ですから、世帯分離をしてまで生活保護をせざるを得ない、そういう状況になってきています。

給付費が上がることについて、また有田川町については、保険料が安くて、維持できるのがもともと元気な高齢者が多いのではないかと。ですから、こういう教訓を踏みながら健康対策に力を入れながら、こういう介護保険制度についても、見ていかなければならない、このように思います。

介護保険も、もれる方についても、介護、擁護について、また地域支援事業など、こういう事業についても今後は安心して取り組んでいけるかどうか心配するわけでございます。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

○議長（亀井次男）

日程第22、議案第60号、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第23 議案第61号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第23、議案第61号、平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。



…………… 日程第 2 4 議案第 6 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 4、議案第 6 2 号、平成 1 8 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 5 議案第 6 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、議案第 6 3 号、平成 1 8 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 6 議案第 6 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、議案第 6 4 号、平成 1 8 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 7 議案第 6 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 7、議案第 6 5 号、平成 1 8 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 28 議案第 66 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 28、議案第 66 号、平成 18 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 29 議案第 67 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 29、議案第 67 号、平成 18 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 0 議案第 6 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 0、議案第 6 8 号、平成 1 8 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 1 議案第 6 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 1、議案第 6 9 号、平成 1 8 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 2 議案第 7 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 2、議案第 7 0 号、平成 1 8 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 3 議案第 7 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 3、議案第 7 1 号、平成 1 8 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 4 議案第 7 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 4、議案第 7 2 号、平成 1 8 年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 5 議案第 7 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 5、議案第 7 3 号、有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

この件は人事案件のため質疑並びに討論を省かせていただきますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑並びに討論を省かせていただきます。

本案は同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 3 6 議案第 7 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 6、議案第 7 4 号、有田川町粟生財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

この件は人事案件のため質疑並びに討論を省かせていただきますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑並びに討論を省かせていただきます。

本案は同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 3 7 議案第 7 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 7、議案第 7 5 号、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

この件は人事案件のため質疑並びに討論を省かせていただきますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑並びに討論を省かせていただきます。

本案は同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。



よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 38 議案第 76 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 38、議案第 76 号、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

この件は人事案件のため質疑並びに討論を省かせていただきますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑並びに討論を省かせていただきます。

本案は同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 39 議案第 77 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 39、議案第 77 号、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

この件は人事案件のため質疑並びに討論を省かせていただきますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑並びに討論を省かせていただきます。

本案は同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第 40 議案第 78 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 40、議案第 78 号、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 一括議題 提案理由説明 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第41、議案第79号、有田郡少年センター事務組合の解散についてから日程第45、議案第83号、工事請負契約の変更契約の締結についてまでの件を一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第41から日程第45を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま上程されました議案第79号から議案第83号までの5議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号は、有田郡少年センター事務組合の解散についてであります。

このたび、有田郡内3町それぞれが地域の特徴を生かし、きめ細かい独自の活動を通し、相互の連絡を密に取り組むことになり、平成18年3月31日をもって当組合を解散することになり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第80号は、有田郡少年センター事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議

についてであります。

平成18年3月31日をもって、有田郡青少年センター事務組合を解散することに伴う財産処分を湯浅町及び広川町と協議の上、定めることについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第81号は、和歌山地方税回収機構規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日に機構構成団体である岩出町が市制施行に伴い岩出市になることから、本規約の一部改正をお願いするものであります。

議案第82号は、工事請負契約の変更契約の締結についてであります。

平成17年度公共下水道事業、公下第8号、上中島工区管路布設工事（第4工区）については、平成17年7月15日、旧吉備町議会第3回臨時会において、契約金額6,307万3,500円で議決をいただいているものでありますが、今回、管路掘削したところ、治山の軟弱な箇所がいくつか崩壊したため、掘削幅が広くなり、仮復旧の舗装工旧舗装版の取り壊し及び処分量が増加したため、412万6,500円増額の6,720万円に契約の変更を行うものであります。

議案83号は、工事請負契約の契約変更の締結についてであります。

平成17年度公共下水道事業、公下第6号、上中島工区管路布設工事（第2工区）についての契約は、平成17年7月13日に4,964万4,000円で締結いたしましたが、今回掘削したところ、治山の軟弱な箇所がいくつか崩壊したため掘削幅が広くなり、仮復旧の舗装工旧舗装版の取り壊し及び処分量が増加したため、191万1,000円増額の5,155万5,000円に変更契約を行うものであります。

以上で、追加議案の説明を終わります。

何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（亀井次男）

補足説明はありませんか。

ないようですので、町長の提案理由を終わります。

…………… 日程第41 議案第79号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第41、議案第79号、有田郡少年センター事務組合の解散についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第４２ 議案第８０号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４２、議案第８０号、有田郡少年センター事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第４３ 議案第８１号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４３、議案第８１号、和歌山地方税回収機構規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第４４ 議案第８２号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４４、議案第８２号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 4 5 議案第 8 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 5、議案第 8 3 号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 4 6 選挙第 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 6、選挙第 7 号、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には、吉松良治君、嶋田一眞君、椿原寛司君、堀江哲夫君、以上の諸君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました選挙管理委員には、吉松良治君、嶋田一眞君、椿原寛司君、堀江哲夫君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の指名を行います。

補充員に第1位、高垣嘉宏君、第2位、松浦朗君、第3位、大藪忠美君、第4位、平松正彦君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました4名の方を補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1位、高垣嘉宏君、第2位、松浦朗君、第3位、大藪忠美君、第4位、平松正彦君、以上の方が、補充員に当選されました。

…………… 日程第47 議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第47、議会運営委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました議会運営委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第 4 8 各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続 ……………  
調査とする件

○議長（亀井次男）

日程第 4 8、各常任委員会の所管事務調査を閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各常任委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました継続調査を要する所管事務調査件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第 4 9 各特別委員会の閉会中の継続調査とする件 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 9、各特別委員会の閉会中の継続調査とする件を議題とします。

各特別委員会の委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布しました各特別委員会閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 1 8 年第 1 回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 1 5 時 3 5 分